

議案第 4 9 号

水と緑の風景を守り育てる条例の一部改正について

水と緑の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

みよし市長 小 山 祐

水と緑の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例

水と緑の風景を守り育てる条例(平成 2 3 年みよし市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(みどりと景観計画の策定手続) 第 8 条 市長は、みどりと景観計画の作成に当たっては、<u>法第 8 条第 7 項から第 1 3 項までに掲げる</u>諸計画との調和又は適合を図るとともに、みよし市まちづくり土地利用条例(平成 1 5 年三好町条例第 3 1 号)に基づき策定されたまちづくり基本計画を踏まえ、かつ、市のその他のまちづくりについての諸計画との整合を図るものとする。 2 以下 略 (届出の適用除外) 第 2 5 条 <u>法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)で、次に掲げる行為のいずれにも該当しない行為又は次に掲げる行為のうち、専ら自らが居住するための住宅に係る行為 ア 中高層建築物(建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)第 2 条第 1 項第 6 号に規定する建築物の高さをいう。)が 1 0 メートルを超える建築物をいう。)又は<u>住戸(1 又は 2 以上の世帯が他と独立して生活を営むための建築物又は建築物の一部をいい、専用の居住室、台所、便所及び出入口(居住者又は訪問者がいつでも行き来できる共用の廊下等に面する出入口を含む。)を有しているものをいう。以下このアにおいて同じ。)及び住室(住戸の要件のうち、専用の台所、便所及び出入口の全部又は一部を有していないものをいう。)</u>の数が 6 以上の共	(みどりと景観計画の策定手続) 第 8 条 市長は、みどりと景観計画の作成に当たっては、<u>法第 8 条第 5 項から第 1 1 項までに掲げる</u>諸計画との調和又は適合を図るとともに、みよし市まちづくり土地利用条例(平成 1 5 年三好町条例第 3 1 号)に基づき策定されたまちづくり基本計画を踏まえ、かつ、市のその他のまちづくりについての諸計画との整合を図るものとする。 2 以下 略 (届出の適用除外) 第 2 5 条 <u>法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 同左 ア 中高層建築物(建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)第 2 条第 1 項第 6 号に規定する建築物の高さをいう。)が 1 0 メートルを超える建築物をいう。)又は<u>計画住戸の数が 6 以上の共同住宅</u>(建築基準法第 2 条第 2 号に規定する特殊建築物のうち、共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する用途に供する建築物及び長屋をいう。)の建築等

<u>同住宅等</u> （建築基準法第 2 条第 2 号に規定する特殊建築物のうち、共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類する用途に供する建築物及び長屋をいう。）の建築等 イ以下 略 (2)以下 略	イ以下 略 (2)以下 略
---	------------------

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 2 5 条第 1 号アの改正規定は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による景観法の一部改正等に伴い必要があるからである。